

国際線旅客サービス施設等料金に関する約款

(目的)

第1条 成田国際空港株式会社（以下「会社」といいます。）が管理する成田国際空港（以下「成田空港」といいます。）では、第1旅客ターミナルビル、第2旅客ターミナルビル及び第3旅客ターミナルビル（以下「旅客ターミナルビル」と総称します。）の国際線の用に供する旅客公衆部分、自動放送表示施設及び旅客輸送車等（以下「国際線旅客サービス施設」といいます。）の設置及び管理並びに国際線の搭乗旅客、国際線の用に供する航空機への機内持ち込み手荷物及び受託手荷物に関する検査施設等による検査並びに国際線の用に供する旅客公衆部分の保安維持（以下「国際線旅客保安サービス」といいます。）の提供に要する経費に充てるため、旅客ターミナルビルより出発する国際線の搭乗旅客（以下「国際線旅客」といいます。）より国際線旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料（以下「料金」といいます。）をいただいております。この約款は、この料金の支払い等について必要な事項を定めることを目的とします。

(料金)

第2条 国際線旅客のうち航空券の発券を受けた旅客には、航空券が発券される際に航空運賃に上乗せする方法により航空運賃の支払いと同時に航空運送事業者等（以下「航空会社等」といいます。）を通じて料金をお支払いいただきます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機を利用する旅客を含みます。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に料金をお支払いいただけない旅客には、別途航空会社等を通じて、別異の方法により、料金をお支払いいただきます。

2 前条に定める料金の額は、各旅客ターミナルごとに、国際線旅客のうち、出国旅客（以下に定義します。）及び乗り継ぎ旅客（以下に定義します。）の区分に応じて、次に掲げるとおりとします。下記料金の額の適用に際しては、12才以上の国際線旅客を大人、2才以上12才未満の国際線旅客を小人とします。なお、2才未満の国際線旅客に対しては料金は課されません。ただし、12才未満であっても大人用航空券を使用する国際線旅客は大人とみなし、2才未満であっても小人用航空券を使用する国際線旅客は小人とみなします。

(1) 第1・第2旅客ターミナルビル

(i) 国際線旅客サービス施設使用料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ア) 出国旅客（旅客ターミナルビルで出国審査を受け出発する旅客のうち、旅客ターミナルビルに到着し、本邦に上陸した当日に旅客ターミナルビルで出国審査を受け出発する旅客以外のものをいいます。以下同じです。）

大人1人あたり	2,090円
小人1人あたり	1,050円

(イ) 乗り継ぎ旅客（旅客ターミナルビルに到着し、本邦に上陸せずに旅客ターミナルビルより出発する旅客及び本邦に上陸した当日に旅客ターミナルビルで出国審査を受け出発する旅客をいいます。以下同じです。）

大人1人あたり	1,050円
小人1人あたり	520円

(ii) 旅客保安サービス料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ア) 出国旅客

大人・小人とも1人あたり	520円
--------------	------

(イ) 乗り継ぎ旅客

大人・小人とも1人あたり	520円
--------------	------

(2) 第3旅客ターミナルビル

(i) 国際線旅客サービス施設使用料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ア) 出国旅客

大人1人あたり	1,020円
小人1人あたり	510円

(イ) 乗り継ぎ旅客

大人1人あたり	510円
小人1人あたり	250円

(ii) 旅客保安サービス料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ア) 出国旅客

大人・小人とも1人あたり	520円
--------------	------

(イ) 乗り継ぎ旅客

大人・小人とも1人あたり	520円
--------------	------

(免除)

第3条 航空会社等が、別紙に掲げる条件に適合する旅客について会社に料金の免除の申し出を行った場合、会社は前条の規定にかかわらず当該旅客の料金を免除します。

(払い戻し)

第4条 料金を支払った旅客が、旅客ターミナルビルからの出発を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合の料金の払い戻しは、旅客が使用する予定であった航空券の払い戻し等の手続き時に航空会社等が払い戻す方法その他の方法により行うものとします。

(約款の変更)

第5条 会社は、事前の告知なく、この約款に定める事項等を変更することがあります。かかる変更後に航空券の発券を受け、又は旅客ターミナルビルより出発する国際線旅客は、変更後の約款に承諾したものとみなし、変更後の約款を適用します。

附 則

この約款は、平成26年12月10日から施行します。

 成田国際空港株式会社

次に掲げる旅客については、料金を免除します。

- (1) 閣議等により国公賓及び国公賓に準じて取扱うことになった外国の賓客（以下「国公賓等」という。）
- (2) 国公賓等の同行者で、代理通関又は機側通関を認められた旅客
- (3) 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）により退去強制を受けた旅客のうち国費で本邦から本邦外の地域に送還されるもの
- (4) 法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空会社等から提出されたもの
- (5) やむを得ない事情のため、成田空港に不時着した航空機、又は代替飛行場として成田空港に着陸した航空機の旅客
- (6) 航空交通管制その他行政上の必要から成田空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (7) 成田空港からの離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに成田空港に着陸した航空機の旅客
- (8) 成田空港において、機体若しくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち料金を既に支払ったもの
- (9) 乗り継ぎ旅客のうち、成田空港と成田空港以外の本邦内空港との間において国際航空に従事する航空機を利用して、成田空港に到着し又は成田空港を出発するもの
- (10) 前各号のほか、会社が徴収しないものとして特に認めた旅客